



News Release

2024年8月8日

N I T E (ナイト) 独立行政法人製品評価技術基盤機構 法人番号 9011005001123

【初】民間からの提供情報を活用した 「政府による GHS 分類」を公開

~NITE・厚生労働省・経済産業省・環境省・JNIOSH による官民連携事業~

独立行政法人製品評価技術基盤機構 $[N \mid T \mid E(\tau)]$ 、理事長:長谷川 史彦、本所:東京都渋谷区西原] は、厚生労働省・経済産業省・環境省・労働安全衛生総合研究所 (JNIOSH) の 4 者と協力し、化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS: The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) に基づく化学物質の危険有害性の評価 (「政府による GHS 分類」という。)のための「官民連携 GHS 分類情報収集プロジェクト」の一環として、民間から提供された試験等の情報を初めて活用した「政府による GHS 分類」を公開しました。

今回、民間から提供された試験等の情報に基づき GHS 分類が行われた物質は、「スチレンモノマー(CAS 登録番号:100-42-5)」及び「炭酸ジフェニル(CAS 登録番号:102-09-0)」の 2 物質で、これらの「政府による GHS 分類」は化学品の SDS(安全データシート)の作成支援等に活用され、事業者が化学品をより安全に取り扱うための環境が整備されることが期待されます。

本プロジェクトは、2024 年度以降も継続し、引き続き情報提供を受け付けます。 NITE は今後も民間からの情報提供窓口及び関係省とのとりまとめ役として、民間からの提供情報を活用した「政府による GHS 分類」の充実に貢献します。



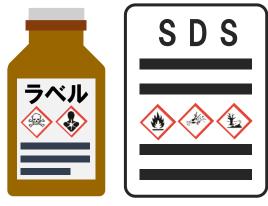






【背景】

● GHS (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)とは、化学品(純物質および混合物)の危険有害性の分類基準を定め、ラベルや SDS (安全データシート)といった情報伝達手段に関し、国際的に調和させるためのシステムです。国際連合GHS専門家小委員会において検討され、



化学品のラベル・SDS のイメージ

2002 年に国連 GHS 文書として策定し、2003 年に発行されました。

- 我が国では、より安全な労働環境や生態系に配慮した化学物質管理を実現するため、取り扱う化学品に対して GHS に基づいたラベル表示や SDS 提供の義務を労働安全衛生法や化管法で規定しています。そこで、日本では 2006 年度(平成 18年度)より、政府による GHS 分類事業として厚生労働省、経済産業省、環境省等の関係各省が連携して化学物質の GHS 分類を実施しており、現在までに約 3300物質の GHS 分類結果が NITE の HP から公開されています。政府による GHS 分類は、労働安全衛生法や化管法を遵守するために事業者によりラベルや SDS の作成支援等に活用されるだけでなく、化学物質管理における効率化・合理化の基礎データとして使用されています。
- 政府による GHS 分類事業では、原則として国際機関、主要各国等の公的機関で作成された評価文書等を分類の根拠情報として、これまでに専門家の知見を踏まえて分類を行ってきましたが、化学物質の有害性評価をさらに強化・効率化する目的で、一定の信頼性を有する情報(試験報告書あるいは査読付き論文)を民間からも広く募集し、これらの活用を目指す官民連携事業を 2022 年から NITE が窓口となり実施しています。

【事業の目的】

● 今回の取り組みにより、政府が実施する GHS 分類において、民間が独自に保有する化学物質の危険有害性情報を NITE がとりまとめたものが活用され、政府による GHS 分類の根拠が充実する見込みです。分類が見直された化学物質については、労働安全衛生法等の法律への反映など、行政としての化学物質管理にも資する情報となることが期待されます。これらの取り組みにより、化学品の製造業者や輸入業者などの事業者が化学品をより安全に取り扱う労働環境の整備が望める

ほか、消費者は身の回りにある化学品の危険有害性をより正しく知ることができるようになります。

【事業の成果】

- 今般、初めて民間からの提供試験情報を NITE がとりまとめたものに基づき GHS 分類を行われた物質はスチレンモノマー (CAS 登録番号:100-42-5)、炭酸ジフェニル (CAS 登録番号:102-09-0) の 2 物質です。いずれも藻類生長阻害試験の情報が提供され、水生環境有害性の分類が見直されました。活用した試験結果および論文の書誌情報については GHS 分類結果とともに NITE のウェブサイトから公表しております。
- NITE は引き続き、官民連携事業の受付・とりまとめの窓口となり、今年度も民間 からの試験情報の受付を実施しております。

>>官民連携 GHS 分類情報収集プロジェクト(NITE ウェブサイト) https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_govpro.html

用語説明

※政府による GHS 分類

厚生労働省、経済産業省、環境省、JNIOSH により化学物質の危険有害性を GHS に基づき分類を行った結果。現在までに約 3,300 物質の分類情報が公開されています。

>>政府による GHS 分類結果

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html

※SDS(Safety Data Sheet, 安全データシート)

化学品の危険有害性や安全な取り扱い方法等をまとめた文書。

※労働安全衛生法

職場における労働者の安全と健康を確保することを目的とした法律。特定の化学物質を取り扱う事業者に SDS の交付義務を定めています。

※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律。特定の化学物質を取り扱う事業者に SDS の交付義務を定めています。

事業者の皆様

GHS分類根拠情報の提供の 意思表示※ 期限までに情報提供予定の物質、 情報の種類について受付

NITE担当者等と提供時期などについて協議

事業者の皆様

GHS分類根拠情報の提供

提供者が自ら権利を有する試験報告書※の提供

2 第三者の査読つき論文の書誌情報の提供

分類対象物質に関する物性情報等

※一定の基準を満たすものに限る

NITEのWebフォームから資料を提供

NITE

GHS分類根拠情報の受付

同意書、提供情報の確認 (試験法、GLP適合性、査読の有無等)

提供情報をとりまとめ中央省庁へ通知

厚労省・経産省・環境省

政府によるGHS分類事業

JNIOSH又は環境省が事務局として 提供情報に基づき専門家が分類を実施

GHS分類結果をNITEへ提供

NITE

Webサイトから一般公開 (分類結果&試験報告書) 新たな知見に基づく 政府GHS分類 ver2.0

※過去にGHS分類が実施された物質や今後新たに分類してもらいたい物質に関する情報提供の場合は、意思表示不要です。そのままWebフォームからの提供にお進みください。

<全体像は変更することがあります>

<官民連携事業における情報提供の流れ>

お問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター所長 村田 麻里子

担当者 中村、髙草木、岩崎電話:03-3481-1999

メールアドレス: chem_information@nite.go.jp